官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業・環境二）　一
○漁業法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四八）　四
○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業六七）　五
〔法規的告示〕
○労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（厚生労働二六九）　八
○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第十一条第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等及び同令第十三条の申出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第十一条第二項第三号の電子証明書並びに第十三条の事項の入力方法等に関する告示の一部を改正する件（厚生労働・経済産業・環境八）　一六
○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条の一項の届出等及び同令第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示の一部を改正する件（経済産業一五一）　一七
〔官庁報告〕
官庁事項
労働安全衛生法第二十八条第一項の規定に基づく技術上の指針に関する公示（厚生労働省）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四九
会社その他
会社決算公告　五〇

省令

厚生労働省
経済産業省令第二号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月八日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

第一条　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出）	（外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出）
第三条　法第七条第一項の届出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。	**第三条**　法第七条第一項の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第一の二の届出書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。
一　次に掲げる事項を記載した様式第一の二の届出書を提出する方法	一　新規化学物質の名称　（新設）
イ　新規化学物質の名称	（新設）
ロ　新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）	（新設）
ハ　新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	（新設）
ニ　新規化学物質の用途	（新設）
ホ　新規化学物質の本邦への輸出開始後三年間における毎年の輸出予定数量	（新設）
ヘ　新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸出しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名	（新設）

二　第十一条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

（削る）

（削る）

（削る）

（電子情報処理組織による届出等）

第十一条　法第三条第一項の届出、法第五条第一項若しくは第七項の申出、法第七条第一項の届出又は第四条の申出（以下「届出等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により電子情報処理組織（厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに代えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一～三　（略）

二　新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）

三　新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成

四　新規化学物質の用途

五　新規化学物質の本邦への輸出開始後三年間における毎年の輸出予定数量

六　新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸出しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名

（電子情報処理組織による届出等）

第十一条　法第三条第一項の届出、法第五条第一項若しくは第七項の申出又は第四条の申出（以下「届出等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により電子情報処理組織（厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一～三　（略）

2　前項の届出等を行おうとする者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により届出等を行わなければならない。

一　前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（届出等を行おうとする者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項が当該届出等を行おうとする者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する方法

イ　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書　（新設）

ロ　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書　（新設）

ハ　イ及びロに規定するもののほか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定める電子証明書

2　前項の届出等を行おうとする者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（届出等を行おうとする者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項が当該届出等を行おうとする者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二　届出等を行おうとする者に付与された識別符号及び当該届出等を行おうとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号を、当該届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力する方法

（削る）

（電子情報処理組織による報告等）

第十三条　第五条の報告又は第七条の申出（以下「報告等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して報告等を行うときは、次に掲げる事項を報告等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

一　電子報告等様式（報告等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であつて、報告等を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項のうち、報告等の名称、報告等を行う日付、報告等を行う相手方の名称、報告等を行う者の住所、報告等を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに報告等を行う旨の表示を記録すべきものとして、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。）に記録すべき事項

二　第五条の規定により報告すべきこととされている事項又は第七条の規定により申し出るべきこととされている事項

（削る）

二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三　前号に規定するもののほか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定める電子証明書

（電子情報処理組織による申出等）

第十三条　第五条の報告又は第六条第一項、第七条若しくは第九条第一項の申出（以下「申出等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申出等を行うときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を申出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

一　電子申出等様式（申出等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であつて、申出等を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項のうち、申出等の名称、申出等を行う日付、申出等を行う相手方の名称、申出等を行う者の住所、申出等を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに申出等を行う旨の表示を記録すべきものとして、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。）に記録すべき事項

二　第五条の規定により報告すべきこととされている事項又は第六条第一項、第七条若しくは第九条第一項の規定により申し出るべきこととされている事項

三　第十六条第二項の規定により付与された申出者コード

（新設）

2　第六条第一項又は第九条第一項の申出（以下「申出」という。）を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申出を行うときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を申出を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

一　電子申出様式（申出を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であつて、申出を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項のうち、申出の名称、申出を行う日付、申出を行う相手方の名称、申出を行う者の住所、申出を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに申出を行う旨の表示を記録すべきものとして、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。）に記録すべき事項

二　第六条第一項又は第九条第一項の規定により申し出るべきこととされている事項

3　第一項の報告等又は前項の申出（以下「申請等」という。）を行おうとする者は、当該申請等を行おうとする者に付与された識別符号及び当該申請等を行おうとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号を、当該申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

（氏名等を明らかにする措置）

第十五条　情報通信技術活用法第六条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、次の各号に掲げる措置をいう。

（新設）

（氏名等を明らかにする措置）

第十五条　情報通信技術活用法第六条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子届出等様式に記録された情報に電子署名を行い、第十一条第二項各号に掲

一　電子届出等様式に記録された情報に電子署名を行い、第十一条第二項第一号イ、ロ又はハに掲げる電子証明書を届出等と併せて送信すること。

二　第十一条第二項第二号の識別符号及び暗証符号を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力すること。

三　第十三条第三項の識別符号及び暗証符号を申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力すること。

（削る）

様式第一の備考及び様式第十一の備考中「末尾に当該届出に係る」を「末尾に法人番号並びに当該届出に係る」に改め、様式第十五から様式第十七までを削る。

第二条　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
げる電子証明書を当該申出と併せて送信すること又は第十三条第三号に定める事項を入力することをいう。	
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（申出者コード）	
第十六条　第十三条の規定による申出を行おうとする者は、あらかじめ申出者確認コードその他必要な事項を様式第十五により記載した書面を提出することにより厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。	
2　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の書面を受理したときは、当該書面を提出した者に申出者コードを付与するものとする。	
3　第一項の申出を行つた者は、申し出た事項に変更があつたとき又は申出者コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十六又は様式第十七によりその旨を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。	
（少量新規化学物質の確認に係る申出）	（少量新規化学物質の確認に係る申出）
第六条　法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者は、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質につい	**第六条**　法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者は、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質につい
て、第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。ただし、同条に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申出が著しく困難な場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出ることをもつて代えることができる。	て、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
（削る）	三　第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法
2　（略）	2　（略）
（低生産量新規化学物質の確認に係る申出）	（低生産量新規化学物質の確認に係る申出）
第九条　法第五条第四項の規定による確認を受けようとする者は、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。ただし、同条に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申出が著しく困難な場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出ることをもつて代えることができる。	**第九条**　法第五条第四項の規定による確認を受けようとする者は、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
（削る）	三　第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和十一年一月一日から施行する。

○農林水産省令第四十八号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）及び漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、漁業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

漁業法施行規則の一部を改正する省令

漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一（裏面）及び別記第二（裏面）を次のように改める。

別記第一（第四十条関係）
（裏面）

漁業法（抄）

第百二十八条　農林水産大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどらせる。

2　漁業監督官の資格について必要な事項は、政令で定める。

3　漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫その他の場所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

4　漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

5　漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

第百九十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一～五　（略）

六　第百二十八条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

七～九　（略）

備考　用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

別記第二（第六十一条関係）
（裏面）

漁業法（抄）

第百七十六条　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

3　前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

第百九十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一～七　（略）

八　第百七十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

九　第百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

備考　用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第六十七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月八日　経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（第一種特定化学物質の使用の届出） **第五条の二**　法第二十六条第一項の規定により使用の届出をしようとする者は、様式第五による届出書に使用計画及び第一種特定化学物質等（法第二十八条第二項に規定する第一種特定化学物質等をいう。）の主な販売先ごとの販売予定数量を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 （一般化学物質等の製造数量等の届出） **第九条の二**　法第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第十八条の二において同じ。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 2　法第八条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第十八条の二の規定に基づき情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により電子情報処理組織（経	（第一種特定化学物質の使用の届出） **第五条の二**　法第二十六条第一項の規定により使用の届出をしようとする者は、様式第五による届出書に使用計画及び第一種特定化学物質等（法第二十八条第二項に規定する第一種特定化学物質等をいう。以下同じ。）の主な販売先ごとの販売予定数量を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 （一般化学物質等の製造数量等の届出） **第九条の二**　法第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第二十条の二において同じ。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 2　法第八条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により電子情報処理組織（経

済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出を行うとき又は第二十条の規定に基づき光ディスク（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八一又はＸ六二四一若しくはＸ六二四五に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクをいう。以下同じ。）による届出を行うときは、七月三十一日までに様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

（監視化学物質の製造数量等の届出）

第十条　（略）

２　法第十三条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第十八条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

（優先評価化学物質の製造数量等の届出）

第九条の三　（略）

２　法第九条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第十八条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

（監視化学物質の製造数量等の届出）

第十条　（略）

２　法第十三条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

（第二種特定化学物質の製造数量等の届出）

第十五条　（略）

２　法第三十五条第六項の届出は、毎年度六月三十日まで（第十八条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

（削る）

（電子情報処理組織による届出等）

第十八条　法第十七条第二項若しくは法第二十一条第一項の申請、同条第二項の届出、法第二十二条第二項の申請、法第二十六条第一項若しくは第二項、法第二十七条第二項、法第三十二条第一項、法第三十五条第一項若しくは第二項の届出又は第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告（以下「届出等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術

済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出を行うとき又は第二十条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日までに様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

（優先評価化学物質の製造数量等の届出）

第九条の三　（略）

２　法第九条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日までに様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

（監視化学物質の製造数量等の届出）

第十条　（略）

２　法第十三条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日までに様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

（第二種特定化学物質の製造数量等の届出）

第十五条　（略）

２　法第三十五条第六項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日までに様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

（削る）

（電子情報処理組織による届出等）

第十八条及び第十九条　削除

（電子情報処理組織による届出等）

第二十条　法第十七条第二項若しくは法第二十一条第一項の申請、同条第二項の届出、法第二十二条第二項の申請、法第二十六条第一項若しくは第二項、法第二十七条第二項、法第三十二条第一項、法第三十五条第一項若しくは第二項の届出又は第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告（以下「届出等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術

活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、経済産業大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに代えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一～三　（略）

2　前項の届出等を行おうとする者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により届出等を行わなければならない。

一　前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（届出等を行おうとする者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項が当該届出等を行おうとする者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する方法

イ　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第

活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、経済産業大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一～三　（略）

2　前項の届出等を行おうとする者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（届出等を行おうとする者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項が当該届出等を行おうとする者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ハ　イ及びロに規定するもののほか、経済産業大臣が告示で定める電子証明書

二　届出等を行おうとする者に付与された識別符号及び当該届出等を行おうとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号を、当該届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力する方法

（削る）

（電子情報処理組織による一般化学物質の製造数量等の届出に係る特例）

第十八条の二　法第八条第一項、法第九条第一項、法第十三条第一項又は法第三十五条第六項の届出を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うときは、次に掲げる事項を届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

一　電子届出様式（届出を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であつて、届出を書面等により行うときに従うこととされてい

（新設）

（新設）

二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三　前号に規定するもののほか、経済産業大臣が告示で定める電子証明書

（電子情報処理組織による一般化学物質の製造数量等の届出に係る特例）

第二十条の二　法第八条第一項、法第九条第一項、法第十三条第一項又は法第三十五条第六項の届出を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して届出を行うときは、経済産業大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

この場合において、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第四条第三項の規定は適用しない。

一　電子届出等様式に記録すべき事項

る様式に記載すべき事項のうち、届出の名称、届出を行う日付、届出を行う相手方の名称、届出を行う者の住所、届出を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに届出を行う旨の表示を記録すべきものとして、経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。）に記録すべき事項

二　（略）

2　前項の届出を行おうとする者は、当該届出を行おうとする者に付与された識別符号及び当該届出を行おうとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号を、当該届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

（氏名等を明らかにする措置）

第十九条　情報通信技術活用法第六条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、次の各号に掲げる措置をいう。

一　電子届出等様式に記録された情報に電子署名を行い、第十八条第二項第一号イ、ロ又はハに掲げる電子証明書を届出等と併せて送信すること。

二　第十八条第二項第二号の識別符号及び暗証符号を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力すること。

三　前条第二項の識別符号及び暗証符号を同条第一項の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力すること。

二　（略）

2　前項の規定に基づき届出を電子情報処理組織を使用して行う場合において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであつて、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十一条第二項の規定により付与された届出者等コードを前項の規定に基づく電子計算機から入力することをいう。

（新設）

（削る）

（光ディスクによる届出等の方法）

第二十条　第九条の二から第十条まで及び第十三条から第十五条までの規定による届出については、当該届出に規定すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第十八の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（届出者等コード）

第二十一条　前条の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ届出者等確認コードその他必要な事項を様式第十八により記載した書面を提出することにより経済産業大臣に届け出なければならない。

2　経済産業大臣は、前項の書面を受理したときは、当該書面を提出した者に届出者等コードを付与するものとする。

3　第一項の届出を行つた者は、届け出た事項等に変更があつたとき又は届出者等コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十九又は様式第二十によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（光ディスクによる届出等の方法）

第二十二条　第九条の二から第十条まで及び第十三条から第十五条までの規定による届出については、当該届出に規定すべきこととされている事項を記録した光ディスク（日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八一又はＸ六二四一若しくはＸ六二四五に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクをいう。以下同じ。）及び様式第二十一の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

様式第十八から様式第二十までを削り、様式第二十一中「様式第21（第22条関係）」を「様式第18（第20条関係）」に改め、同様式を様式第十八とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式第二十一により使用されている書類は、この省令による改正後の様式第十八によるものとみなす。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百六十九号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和五年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和七年十月八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表（第一号～第三号関係）

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
（略）	（略）	（略）
アクリル酸エチル	（略）	（略）
アクリル酸２―エチルヘキシル	２ppm	―
アクリル酸ノルマル―ブチル	（略）	（略）
アクリル酸２―ヒドロキシプロピル	0.5ppm	―
（略）	（略）	（略）
３―アミノ―１Ｈ―１，２，４―トリアゾール（別名アミトロール）	（略）	（略）
２―アミノ―２―メチル―１―プロパノール	１ppm	―
（略）	（略）	（略）
アルファ―メチルスチレン	（略）	（略）
イソオクタノール	50ppm	―
（略）	（略）	（略）
イソプレン	（略）	（略）
４，４’―イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールＡ）	２㎎／㎥	―
Ｎ―イソプロピルアミノホスホン酸Ｏ―エチル―Ｏ―（３―メチル―４―メチルチオフェニル）（別名フェナミホス）	0.05㎎／㎥	―
（略）	（略）	（略）
イソプロピルエーテル	（略）	（略）
Ｎ―イソプロピル―Ｎ’―フェニル―パラ―フェニレンジアミン	10㎎／㎥	―
（略）	（略）	（略）
エチル―パラ―ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）	（略）	（略）
Ｏ―エチル―Ｓ―フェニル＝エチルホスホノチオロチオナート（別名ホノホス）	0.1㎎／㎥	―

改正前

別表（第一号～第三号関係）

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
（略）	（略）	（略）
アクリル酸エチル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
アクリル酸ノルマル―ブチル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
３―アミノ―１Ｈ―１，２，４―トリアゾール（別名アミトロール）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
アルファ―メチルスチレン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
イソプレン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
イソプロピルエーテル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
エチル―パラ―ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

（略）	（略）	（略）
エチレンジアミン	（略）	（略）
１―エトキシ―２―プロパノール	60ppm	―
３―エトキシプロパン酸エチル	100ppm	―
エピクロロヒドリン	（略）	（略）
１，２―エポキシ―３―イソプロポキシプロパン	１ppm	―
（略）	（略）	（略）
塩化アリル	（略）	（略）
塩化シアン	―	0.3ppm
（略）	（略）	（略）
オルト―アニシジン	（略）	（略）
オルト―セカンダリ―ブチルフェノール	20㎎／㎥	―
過酢酸	―	0.5ppm
（略）	（略）	（略）
カーボンブラック	（略）	（略）
ぎ酸	５ppm	―
ぎ酸エチル	―	100ppm
（略）	（略）	（略）
クロロピクリン	（略）	（略）
２―クロロ―１，３―ブタジエン	１ppm	―
酢酸	（略）	（略）
酢酸１―エトキシ―２―プロピル	20ppm	―
（略）	（略）	（略）
酢酸ブチル（酢酸―セカンダリ―ブチル及び酢酸ターシャリ―ブチルに限る。）	（略）	（略）
酢酸ベンジル	10ppm	―
酢酸１―メトキシ―２―プロピル	50ppm	―
（略）	（略）	（略）
２―シアノアクリル酸メチル	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
エチレンジアミン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
エピクロロヒドリン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
塩化アリル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
オルト―アニシジン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
カーボンブラック	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
クロロピクリン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
酢酸	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
酢酸ブチル（酢酸ターシャリ―ブチルに限る。）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
２―シアノアクリル酸メチル	（略）	（略）

ジイソブチルケトン	15ppm	—
（略）	（略）	（略）
ジエチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）	（略）	（略）
ジエチレングリコール	10ppm	—
（略）	（略）	（略）
シクロヘキシルアミン	（略）	（略）
シクロヘキセン	20ppm	—
（略）	（略）	（略）
ジクロロベンゼン（パラ―ジクロロベンゼンに限る。）	（略）	（略）
ジクロロベンゼン（メタ―ジクロロベンゼンに限る。）	２ppm	—
ジシアン	５ppm	—
（略）	（略）	（略）
２，６―ジ―ターシャリ―ブチル―４―クレゾール	（略）	（略）
ジチオりん酸Ｏ―エチル―Ｏ―（４―メチルチオフェニル）―Ｓ―ノルマル―プロピル（別名スルプロホス）	0.1mg／m³	—
ジチオりん酸Ｏ，Ｏ―ジエチル―Ｓ―エチルチオメチル（別名ホレート）	0.05mg／m³	—
ジチオりん酸Ｏ，Ｏ―ジエチル―Ｓ―（ターシャリ―ブチルチオメチル）（別名テルブホス）	0.01mg／m³	—
（略）	（略）	（略）
ジメチルアミン	（略）	（略）
ジメチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）	0.02mg／m³	—
臭化水素	—	１ppm
（略）	（略）	（略）
セレン	（略）	（略）
４―ターシャリ―ブチルフェノール	0.5mg／m³	—

（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ジエチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
シクロヘキシルアミン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ジクロロベンゼン（パラ―ジクロロベンゼンに限る。）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
２，６―ジ―ターシャリ―ブチル―４―クレゾール	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ジメチルアミン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
セレン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

（略）	（略）	（略）
チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（２－イソプロピル－６－メチル－４－ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	（略）	（略）
チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル）（別名クロルピリホス）	0.05mg／m³	－
チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（２，４，５－トリクロロフェニル）（別名ロンネル）	５mg／m³	－
（略）	（略）	（略）
テトラクロロジフルオロエタン（別名ＣＦＣ－112）	（略）	（略）
１，２，３，４－テトラヒドロナフタレン	２ppm	－
（略）	（略）	（略）
２，４，５－トリクロロフェノキシ酢酸	（略）	（略）
トリクロロフルオロメタン（別名ＣＦＣ－11）	－	1000ppm
１，２，４－トリクロロベンゼン	0.5ppm	－
Ｎ－（トリクロロメチルチオ）－１，２，３，６－テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン）	５mg／m³	－
（略）	（略）	（略）
トリメチルベンゼン	（略）	（略）
トルイジン（パラ－トルイジン及びメタ－トルイジンに限る。）	４mg／m³	－
１－ナフチル－Ｎ－メチルカルバメート（別名カルバリル）	（略）	（略）
ニコチン	0.5mg／m³	－
（略）	（略）	（略）
ニッケル	（略）	（略）
ニトリロ三酢酸	３mg／m³	－
（略）	（略）	（略）
ニトロメタン	（略）	（略）
乳酸ノルマル－ブチル	10mg／m³	－

（略）	（略）	（略）
チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（２－イソプロピル－６－メチル－４－ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
テトラクロロジフルオロエタン（別名ＣＦＣ－112）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
２，４，５－トリクロロフェノキシ酢酸	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
トリメチルベンゼン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
１－ナフチル－Ｎ－メチルカルバメート（別名カルバリル）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ニッケル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ニトロメタン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

（略）	（略）	（略）
パラ―ニトロアニリン	（略）	（略）
パラ―メトキシフェノール	10㎎／㎥	―
ビス（２―クロロエチル）エーテル	0.5ppm	―
ビス（ジチオりん酸）Ｓ，Ｓ’―メチレン―Ｏ，Ｏ，Ｏ’，Ｏ’―テトラエチル（別名エチオン）	0.05㎎／㎥	―
（略）	（略）	（略）
ピリジン	（略）	（略）
ピレトラム	２㎎／㎥	―
（略）	（略）	（略）
フェニレンジアミン（パラ―フェニレンジアミン及びメタ―フェニレンジアミンに限る。）	（略）	（略）
２―フェノキシエタノール	１㎎／㎥	―
（略）	（略）	（略）
フタル酸ジ―ノルマル―ブチル	（略）	（略）
フタル酸ジメチル	５㎎／㎥	―
フタル酸ノルマル―ブチル＝ベンジル	20㎎／㎥	―
フタル酸ビス（２―エチルヘキシル）（別名ＤＥＨＰ）	（略）	（略）
２，３―ブタンジオン（別名ジアセチル）	0.01ppm	―
ブタン（ノルマル―ブタンに限る。）	500ppm	―
ブチルベンゼン（ノルマル―ブチルベンゼンに限る。）	10ppm	―
弗化スルフリル	１ppm	―
弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）	弗素として2.5㎎／㎥	―
（略）	（略）	（略）
フルフリルアルコール	（略）	（略）
プロパン	1000ppm	―
プロピオンアルデヒド	20ppm	―
プロピオン酸	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
パラ―ニトロアニリン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ピリジン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
フェニレンジアミン（パラ―フェニレンジアミン及びメタ―フェニレンジアミンに限る。）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
フタル酸ジ―ノルマル―ブチル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
フタル酸ビス（２―エチルヘキシル）（別名ＤＥＨＰ）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
フルフリルアルコール	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
プロピオン酸	（略）	（略）

プロピルアルコール（ノルマル―プロピルアルコールに限る。）	300ppm	―
プロピレングリコールモノメチルエーテル	（略）	（略）
２―プロピン―１―オール	１ppm	―
２―ブロモ―２―クロロ―１，１，１―トリフルオロエタン（別名ハロタン）	0.1ppm	―
ブロモクロロメタン	100ppm	―
（略）	（略）	（略）
１，２，３，４，10,10―ヘキサクロロ―６，７―エポキシ―１，４，４ａ，５，６，７，８，８ａ―オクタヒドロ―エンド―１，４―エンド―５，８―ジメタノナフタレン（別名エンドリン）	（略）	（略）
ヘキサクロロシクロペンタジエン	0.005ppm	―
ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド（別名ベンゾエピン）	0.1㎎／㎥	―
ヘキサヒドロ―１，３，５―トリニトロ―１，３，５―トリアジン（別名シクロナイト）	0.5㎎／㎥	―
ヘキサメチレン＝ジイソシアネート	（略）	（略）
ヘキサン（２―メチルペンタンに限る。）	200ppm	―
（略）	（略）	（略）
１，２，４―ベンゼントリカルボン酸１，２―無水物	（略）	（略）
ペンタクロロエタン	２ppm	―
１―ペンタナール	30ppm	―
１―ペンタノール	100ppm	―
（略）	（略）	（略）
ほう酸及びそのナトリウム塩（四ほう酸ナトリウム十水和物（別名ホウ砂）に限る。）	（略）	（略）
ホルムアミド	５ppm	―
（略）	（略）	（略）
Ｎ―メチルカルバミン酸２―イソプロピルオキシフェニル（別名プロポキスル）	（略）	（略）

（新設）	（新設）	（新設）
プロピレングリコールモノメチルエーテル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
１，２，３，４，10,10―ヘキサクロロ―６，７―エポキシ―１，４，４ａ，５，６，７，８，８ａ―オクタヒドロ―エンド―１，４―エンド―５，８―ジメタノナフタレン（別名エンドリン）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
ヘキサメチレン＝ジイソシアネート	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
１，２，４―ベンゼントリカルボン酸１，２―無水物	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ほう酸及びそのナトリウム塩（四ほう酸ナトリウム十水和物（別名ホウ砂）に限る。）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
Ｎ―メチルカルバミン酸２―イソプロピルオキシフェニル（別名プロポキスル）	（略）	（略）

Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボフラン）	0.05mg／m³	－
メチル－ターシャリ－ブチルエーテル（別名ＭＴＢＥ）	（略）	（略）
メチルナフタレン	0.3mg／m³	－
Ｎ－メチル－２－ピロリドン	１ppm	－
２－メチル－２－ブタノール	10ppm	－
２－メチルブタン－１－オール	10ppm	－
（略）	（略）	（略）
２－メチル－２，４－ペンタンジオール	（略）	（略）
Ｓ－メチル－Ｎ－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート（別名メソミル）	0.05mg／m³	－
４，４’－メチレンジアニリン	（略）	（略）
１，１’－メチレンビス（イソシアナトベンゼン）（メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネートに限る。）	0.05mg／m³	－
（略）	（略）	（略）
１－（２－メトキシ－２－メチルエトキシ）－２－プロパノール	（略）	（略）
１－メトキシ－２－（２－メトキシエトキシ）エタン	１ppm	－
モリブデン及びその化合物（三酸化モリブデン、モリブデン酸アンモニウム、モリブデン酸ナトリウム及びリンモリブデン酸に限る。）	モリブデンとして0.5mg／m³	－
（略）	（略）	（略）
りん酸	（略）	（略）
りん酸ジメチル＝（Ｅ）－１－（Ｎ－メチルカルバモイル）－１－プロペン－２－イル（別名モノクロトホス）	0.05mg／m³	－
（略）	（略）	（略）
六塩化ブタジエン	（略）	（略）
ロテノン	0.3mg／m³	－

備考　（略）

（新設）	（新設）	（新設）
メチル－ターシャリ－ブチルエーテル（別名ＭＴＢＥ）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
２－メチル－２，４－ペンタンジオール	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
４，４’－メチレンジアニリン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
１－（２－メトキシ－２－メチルエトキシ）－２－プロパノール	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
りん酸	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
六塩化ブタジエン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

備考　（略）

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第八号

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）の施行に伴い、及び新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号）の規定に基づき、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第十一条第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等及び同令第十三条の申出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第十一条第二項第三号の電子証明書並びに第十三条の事項の入力方法等に関する告示（平成二十二年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月一日から施行する。

令和七年十月八日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第十一条第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等並びに同令第十三条第一項の報告等及び同条第二項の申出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第十一条第二項第一号ハの電子証明書並びに第十三条第二項の事項の入力方法等に関する告示	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第十一条第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等及び同令第十三条の申出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第十一条第二項第三号の電子証明書並びに第十三条の事項の入力方法等に関する告示
第一条　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号。以下「省令」という。）第十一条第一項に規定する厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機とは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機とする。	**第一条**　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号。以下「省令」という。）第十一条第一項に規定する厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機とは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機とする。
第二条　省令第十一条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）、省令第十三条第一項に規定する報告等及び同条第二項に規定する申出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能の全てを備えたものとする。	**第二条**　省令第十一条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）及び省令第十三条に規定する申出等（以下単に「申出等」という。）を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能の全てを備えたものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
第四条　省令第十一条第二項第一号ハに規定する電子証明書は、次の各号の要件の全てに該当するものとする。	**第四条**　省令第十一条第二項第三号に規定する電子証明書は、次の各号の要件の全てに該当するものとする。
一　政府認証基盤（複数の認証局（ＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ＩＳＯ／ＩＥＣ」という。）九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（省令第十一条第二項第一号イに規定するものを除く。）であること。	一　政府認証基盤（複数の認証局（ＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ＩＳＯ／ＩＥＣ」という。）九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（省令第十一条第二項第一号に規定するものを除く。）であること。
二　（略）	二　（略）
第五条　省令第十三条第二項に規定する申出を行おうとする者は、同項の規定により、同項第二号に掲げる事項を入力するときは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力して行わなければならない。	**第五条**　申出等を行おうとする者は、省令第十三条の規定により、同条第二号に掲げる事項を入力するときは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力して行わなければならない。

○経済産業省告示第百五十一号

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第六十七号）の施行に伴い、及び経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の規定に基づき、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等及び同令第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示（平成二十二年経済産業省告示第百二十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十月八日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第十八条第一項の届出等及び同令第十八条の二第一項の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに同令第十八条第二項第一号ハの電子証明書等に関する告示	経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等及び同令第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示
第一条　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号。以下「規則」という。）第十八条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）及び規則第十八条の二第一項の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものとする。	**第一条**　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号。以下「規則」という。）第二十条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）及び規則第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
第二条　届出等を行う者が、規則第十八条第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に経済産業大臣が電子情報処理組織を使用して届出等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して届出等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。	**第二条**　届出等を行う者が、規則第二十条第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に経済産業大臣が電子情報処理組織を使用して届出等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して届出等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。
第三条　規則第十八条第二項第一号ハに規定する電子証明書は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。	**第三条**　規則第二十条第二項第三号に規定する電子証明書は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。
一　政府認証基盤（複数の認証局（ＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ＩＳＯ／ＩＥＣ」という。）九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（規則第十八条第二項第一号イに規定するものを除く。）であること。	一　政府認証基盤（複数の認証局（ＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ＩＳＯ／ＩＥＣ」という。）九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（規則第二十条第二項第一号に規定するものを除く。）であること。
二　（略）	二　（略）

官庁報告

官庁事項

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示

技術上の指針公示第28号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第１項の規定に基づき、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件を次のとおり公表する。

令和７年10月８日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　名称　化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件

２　趣旨　労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和７年厚生労働省告示第269号）の適用に伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和５年４月27日付け技術上の指針公示第24号）について、所要の改正を行うものである。

３　適用日　令和８年10月１日から適用する。

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

北海道苫小牧市豊川町三丁目一〇番九号

合同会社ＳＵＮ工業

清算人　松原　和徳

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

青森県五所川原市金木町菅原二五七番地一号

株式会社金木自動車学校

代表清算人　小野　豊次

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

仙台市太白区柳生六丁目一二番地の一〇

有限会社東泉工業

清算人　橋本　惠一

解散公告

当社は、令和七年九月二十四日付の臨時株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

仙台市泉区松陵五丁目一番地の一

有限会社松陵動物病院

清算人　千葉　達成

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

秋田市中通六丁目二番二〇号メモリーハウスワンセブン二〇二号

特定非営利活動法人福祉理容美容協会ほわいと

清算人　岩見谷真広

解散公告

当社は、令和七年九月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

福島県郡山市大槻町字西ノ宮西六三番地の二

合同会社Ｈｉ

清算人　福田　睦

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

群馬県高崎市芝塚町二〇二一番地

有限会社塚越種鶏孵卵場

清算人　塚越　規子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

埼玉県桶川市大字舎人新田七六六番地の三

株式会社渋谷鉄工

代表清算人　渋谷　喬

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

千葉県松戸市東松戸一丁目一二番一号

ユーナコンサルタント合同会社

清算人　加藤行来未

解散公告

当社は、令和七年九月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

埼玉県さいたま市中央区円阿弥七丁目一二番一四号

合同会社八千代住設

清算人　橋本　恭子

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

千葉県野田市春日町四丁目四番地宮田店舗一階

株式会社ＮＳＫ陸送

代表清算人　森本　亜美

解散公告

当社は、令和七年八月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

千葉県千葉市美浜区真砂三―一八―一―三一五

株式会社Ｔｏｄｏｋｅ

代表清算人　石幡　優

解散公告

当社は、令和七年九月十八日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

丸紅テクノロジーズ1株式会社

代表清算人　佐藤　観

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都中央区築地七丁目八番三―一一〇一号

東京ハーモニー海洋技術株式会社

代表清算人　馬　龍濱

解散公告

当法人は、令和七年八月十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都中央区築地七丁目一四番一二―一一〇一号

一般社団法人日本アイン・ランド協会

代表清算人　脇坂あゆみ

解散公告

当法人は、令和七年九月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都豊島区南長崎三―二八―二〇―四一〇

一般社団法人コミュネクト

代表清算人　明海　亜紀

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都新宿区新宿一丁目二番五号
一般社団法人ロジスティクスＨＡＣＣＰ
研究所　代表清算人　岸　健司

解散公告

当社は、令和七年九月十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号
株式会社流山共同開発
代表清算人　更科　雅俊

解散公告

当社は、令和七年九月十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号
株式会社流山共同開発
代表清算人　更科　雅俊

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都東久留米市中央町六丁目二番一四号
有限会社いわきファーム
清算人　高橋　義一

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都新宿区新宿五丁目二番三号
一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構
代表清算人　玉城　均

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都江東区富岡二丁目四番三―七〇二号
株式会社アドホック
代表清算人　鈴木　芳夫

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都北区王子三丁目一四番三号
株式会社トーショー
代表清算人　田中雄一郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都豊島区東池袋一―二五―六ＰＭＯ池袋七Ｆ
エルプロ株式会社
代表清算人　松崎　貴夫

解散公告

当社は、令和七年十月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都練馬区田柄五丁目四番二一号
株式会社まちづくり計画研究所
代表清算人　渡辺　実

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都北区中十条一丁目一三番六号
株式会社マイティ22
代表清算人　岡田　博孝

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山一三一七号
ドリーミングアウル株式会社
代表清算人　田邉　昌一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都港区北青山二丁目五番一号
ＢＰインベストメント合同会社
清算人　武田　直也

解散公告

当社は、令和七年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都葛飾区東立石一丁目二二番五号
オーキテック株式会社
代表清算人　野﨑　礼音

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都東久留米市上の原一丁目三番六の二〇九号
有限会社ヴイテックス
清算人　宮本　正治

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

神奈川県相模原市南区東林間四丁目三四番一五号
株式会社竹正
代表清算人　竹林　泰次

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

横浜市保土ケ谷区狩場町二〇二番地
有限会社鈴省
清算人　鈴木　惠子

解散公告

当社は、令和七年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

神奈川県横浜市港北区菊名三丁目四番二二号

株式会社チアーサービス

代表清算人　山本　和幸

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

神奈川県横浜市鶴見区上末吉一丁目一一番一〇号

伸和設備工業株式会社

代表清算人　江山伸一郎

解散公告

当社は、令和七年八月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

石川県金沢市西金沢二丁目一七八番地一三

有限会社倉下工務店

清算人　倉下　万里

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

石川県能美市大長野町ル２４番地

有限会社あじの牧場丸太小舎

清算人　小林　茂夫

解散公告

当法人は、令和七年五月三十日の社員総会により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

福井県鯖江市西袋町五一二番地二

特定非営利活動法人エスディ・ウエーブ

清算人　橋本　洋子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

岐阜市下奈良二丁目二一番二〇号―二Ｂ

徐氏株式会社

代表清算人　徐　子　源

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

静岡県富士宮市万野原新田四〇二九番地の一一

特定非営利活動法人社会人サークルｎｏ　ｂｏｒｄｅｒｓ

清算人　小林　章一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

名古屋市熱田区白鳥二丁目九番一六号

有限会社ナガヤ電器

清算人　長屋　招穂

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

愛知県日進市五色園四丁目一五一三番地

ピアチェーン合同会社

清算人　柘植　雄太

解散公告

当社は、令和七年九月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

愛知県稲沢市下津下町西二丁目一九番六号

ｅｉｇｈｔｙ　ｅｉｇｈｔｙ合同会社

清算人　細田恵梨佳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

三重県四日市市日永西四丁目一一番二八号

ＭＯＡＩ合同会社

清算人　デソウザフジヤマモラエスビアンカ

解散公告

当法人は、令和七年八月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

大阪府吹田市垂水町二丁目三六番二九号

一般社団法人水土の技術研究会

代表清算人　織田　勇斗

解散公告

当社は、令和七年九月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

大阪府岸和田市南上町二丁目一〇番五号

株式会社シャム

代表清算人　高瀬　峻

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

大阪府寝屋川市八坂町一四番一九号

有限会社やなぎ質舗

清算人　柳本　榮三

解散公告

当社は、令和七年九月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

大阪市生野区巽北一丁目一番一号三Ｆ―Ｇ

株式会社赤松

代表清算人　王　　紅

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

大阪市住之江区浜口東二丁目七番二五号ト

クブチビル二Ｆ　株式会社ケアスマイル

代表清算人　秋月　拓郎

解散公告

当社は、令和七年九月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

大阪府堺市南区豊田五八七番地

合同会社ナンバーワン

清算人　松本富士男

解散公告

当社は、令和七年十月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

大阪府大阪市北区梅田二丁目二番二号

株式会社メディベース

代表清算人　山路　規矢

解散公告

当社は、令和七年八月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

兵庫県神戸市中央区相生町四丁目七番一三号

合同会社湊商会

代表清算人　石川　涼

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により、令和七年八月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

鳥取県米子市旗ヶ崎二二〇一番地一

株式会社鳥取南吉方窒素ガスセンター

代表清算人　三輪　淳二

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

島根県安来市安来町一七〇八番地

有限会社村田建材店

清算人　村田　有史

解散公告

当社は、令和七年九月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

島根県邑智郡美郷町酒谷一一七番地

株式会社エイム

代表清算人　奥野　隆

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

岡山市北区富原三二九六番地八六

有限会社竹内建築設計事務所

清算人　竹内　一利

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

広島県呉市阿賀南九丁目一四番一五号

株式会社安芸設計事務所

代表清算人　田本　真一

解散公告

当社は、令和七年九月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

香川県高松市田村町九〇五番地一

有限会社拓商工業

清算人　橋本　和清

解散公告

当社は、令和七年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

香川県坂出市江尻町九七四番地一

まると商事株式会社

代表清算人　鳥井　俊宏

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

高知市北本町一丁目一〇番二八号

株式会社南放商事

代表清算人　宇佐美　彰

解散公告

当社は、令和七年八月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

福岡県久留米市三潴町福光三五九番地五

九州ガス総合エネルギー株式会社

代表清算人　花見　愛子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

大分県大分市大字上宗方一〇九〇番地の一

有限会社豊府オート

清算人　河野　雄一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

鹿児島県鹿屋市寿六丁目七番三四号

有限会社ナッツ

清算人　徳村喜代子

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年八月十日開催の社員総会の決議並びに岩手県知事の認可により、令和七年八月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

岩手県奥州市江刺川原町三番一二号

医療法人社団伊藤内科医院

清算人　伊藤　知夫

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

山形県新庄市大手町二番一〇号

学校法人新庄こひつじ学園

清算人　芳賀　欣一

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月二十八日福島地方裁判所郡山支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

（登記簿上の主たる事務所）

福島県郡山市大字牛縊本郷字舘一三四番地

宗教法人宝鏡院

清算人　弁護士　柾谷　智徳

連絡先　福島県郡山市愛宕町三番二六号

柾谷智徳法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月六日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

埼玉県川口市大字安行藤八四六番地の三〇

安行若葉台団地管理組合法人

清算人　池原　泰男

解散公告（第一回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。尚、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都大田区雪谷大塚町一八番九号

医療法人社団松原内科

清算人　小林　優子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

広島市南区猿猴橋町二番一一号広島駅前クリニックビル二階

医療法人社団吉田眼科医院

清算人　吉田　秀人

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

宮崎市江平西一丁目四番二五号

医療法人社団沖歯科医院

清算人　沖　雅人

解散公告（第二回）

当法人は、福島地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

福島県伊達郡国見町大字西大枝字水口一三番地　宗教法人神道修成派大国教会

清算人　弁護士　藤井　和久

連絡先　福島県福島市仲間町二番一三号コーポエクセルⅡ二〇一号藤井法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月十七日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により、令和七年九月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

広島市西区横川町二丁目七番一九号

医療法人栄平会

清算人　平岡　徹郎

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年六月二十日開催の社員総会の決議並びに東京都の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月八日

東京都多摩市落合一丁目二四番地一ルミエール一階

医療法人社団高佑会

清算人　長谷川高男

第五期決算公告

平成三十年八月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	（単位・円）
負債及び正味財産の部	九、四五九、七一一
負債の部	九、八五三、〇九五
正味財産の部	△三九三、三八四
負債及び正味財産の部計	九、四五九、七一一

令和七年十月八日

岩手県陸前高田市広田町字山田五二番地六

特定非営利活動法人ＳＥＴ

理事長　三井　俊介

第六期決算公告

令和元年八月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	（単位・円）
負債及び正味財産の部	一一、六五〇、〇二二
負債の部	八、五〇九、二四五
正味財産の部	三、一四〇、七七七
負債及び正味財産の部計	一一、六五〇、〇二二

令和七年十月八日

岩手県陸前高田市広田町字山田五二番地六

特定非営利活動法人ＳＥＴ

理事長　三井　俊介

第七期決算公告

令和二年八月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	（単位・円）
負債及び正味財産の部	二五、三九六、三四二
負債の部	一二、九〇七、五〇一
正味財産の部	一二、四八八、八四一
負債及び正味財産の部計	二五、三九六、三四二

令和七年十月八日

岩手県陸前高田市広田町字山田五二番地六

特定非営利活動法人ＳＥＴ

理事長　三井　俊介

第八期決算公告

令和三年八月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	（単位・円）
負債及び正味財産の部	一六、五二六、三五九
負債の部	一六、八六一、八八六
正味財産の部	△三三五、五二七
負債及び正味財産の部計	一六、五二六、三五九

令和七年十月八日

岩手県陸前高田市広田町字山田五二番地六

特定非営利活動法人ＳＥＴ

理事長　三井　俊介

第九期決算公告

令和四年八月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	（単位・円）
負債及び正味財産の部	一九、四四〇、五一六
負債の部	二二、二一五、二八一
正味財産の部	△二、七七四、七六五
負債及び正味財産の部計	一九、四四〇、五一六

令和七年十月八日

岩手県陸前高田市広田町字山田五二番地六

特定非営利活動法人ＳＥＴ

理事長　三井　俊介

決　算　公　告

令和７年10月８日

アメリカ合衆国カリフォルニア州マリーナ・デル・レイ、フィジー・ウェイ13274、スイート600

TELESIGN CORPORATION

日本における代表者　池田　毅

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	16,802
	固定資産	10,462
	資産合計	27,264
純資産の部及び負債の部	流動負債	26,399
	固定負債	837
	株主資本	28
	資本金	5,308
	利益剰余金	△2,457
	評価・換算差額等	△516
	負債・純資産合計	27,264

第 37 期 決 算 公 告

令和７年９月17日

千葉県君津市人見1013―５

ミドリ安全君津株式会社

代表取締役　井口　裕弘

貸借対照表の要旨

（令和７年６月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	140,330
	固定資産	847
	資産合計	**145,178**
負債及び純資産の部	流動負債	119,136
	株主資本	26,041
	資本金	10,000
	利益剰余金	16,041
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	13,541
	（うち当期純利益）	(13,240)
	負債・純資産合計	**145,178**

第 15 期 決 算 公 告

令和７年８月 15 日　　東京都渋谷区渋谷二丁目17番１号

株式会社ギークリー

代表取締役社長　奥山　貴広

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,546	流動負債	1,257
固定資産	1,345	（賞与引当金）	(150)
		固定負債	99
		株主資本	2,528
		資本金	30
		資本剰余金	30
		その他資本剰余金	30
		利益剰余金	3,897
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	3,889
		（うち当期純利益）	(493)
		自己株式	△1,428
		新株予約権	6
資産合計	**3,892**	**負債・純資産合計**	**3,892**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年10月８日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ハウスコム東海株式会社　②国土交通大臣(1)10227　③代表取締役　川崎正範　④愛知県名古屋市西区花の木三丁目15番11号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市千種区池下１－11－14　メエル鈴屋ビル　１階　⑤500万円　⑥中部地方整備局長　⑦愛知県名古屋市西区花の木三丁目15番11号　ハウスコム東海株式会社　代表取締役　川崎正範

第８期決算公告　令和７年10月８日

東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
丸の内ビルディング14階
ＮＢＲＥ　Ｊａｐａｎ２　ＡＳ
日本における代表者　タイミ　大洋

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	101,493
	固定資産	43,538,655
	合計	43,640,148
負純資産債及びの部	流動負債	300,566
	固定負債	34,334,839
	株主資本	9,004,743
	資本金	65,904
	資本剰余金	12,494,689
	利益剰余金	△3,555,850
	その他利益剰余金	△3,555,850
	（うち当期純利益）	(65,801)
	合計	43,640,148

第29期決算公告　令和７年８月20日

千葉県習志野市津田沼五丁目12番12号
株式会社アクセス
代表取締役社長　田中　嘉穂

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	146,945
	固定資産	17,248
	繰延資産	0
	合計	164,193
負純資産債及びの部	流動負債	58,846
	固定負債	24,375
	株主資本	80,972
	資本金	50,000
	利益剰余金	30,972
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	29,472
	（うち当期純損失）	(5,442)
	合計	164,193

第８期決算公告

令和７年10月８日
千葉県成田市並木町220番地10
株式会社ＪＰＮ
代表取締役　髙橋　正樹

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	271,025
	固定資産	90,963
	資産合計	361,988
負純資産債及びの部	流動負債	83,720
	固定負債	118,409
	株主資本	159,858
	資本金	10,000
	利益剰余金	149,858
	その他利益剰余金	149,858
	（うち当期純利益）	(67,900)
	負債・純資産合計	361,988

第35期決算公告

令和７年10月８日
東京都千代田区有楽町一丁目７番１号有楽町電気ビル北館
トラベルポートジャパン株式会社
代表取締役　マーク・ミーハン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	675,923	流動負債	374,585
固定資産	148,962	賞与引当金	4,405
		有給休暇引当金	4,047
		その他	366,132
		固定負債	10,658
		株主資本	439,641
		資本金	10,000
		利益剰余金	429,641
		その他利益剰余金	429,641
		（うち当期純利益）	(28,595)
資産合計	824,885	負債・純資産合計	824,885

第19期決算公告

令和７年10月８日　東京都千代田区内神田一丁目10番１号
Value Financial Holdings株式会社
代表取締役　千秋　昌康

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	86,221,396	流動負債	154,444,594
固定資産	558,286,105	固定負債	520,508,635
		株主資本	△27,951,530
		資本金	137,100,000
		資本剰余金	7,100,000
		資本準備金	7,100,000
		利益剰余金	△172,151,530
		その他利益剰余金	△172,151,530
		（うち当期純損失）	(48,320,178)
		評価・換算差額等	△2,494,698
		その他有価証券評価差額金	△2,494,698
		新株予約権	500
資産合計	644,507,501	負債・純資産合計	644,507,501

第５期決算公告

令和７年10月８日
東京都港区南青山一丁目１番１号
新青山ビル西館７階
ＴＲＵＳＴＡＲＴ株式会社
代表取締役　大江洋治郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	345,450
	固定資産	7,088
	資産合計	352,539
負純資債及産のび部	流動負債	192,756
	固定負債	50,000
	株主資本	109,782
	資本金	100,000
	資本剰余金	300,999
	資本準備金	300,999
	利益剰余金	△291,217
	その他利益剰余金	△291,217
	（うち当期純損失）	（281,082）
	負債・純資産合計	352,539

決算公告

令和７年６月30日
東京都渋谷区神宮前五丁目２番28号
ドクターマーチン・エアウエアジャパン株式会社
代表取締役　池田マイク

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,795,846
	固定資産	1,398,975
	資産合計	5,194,821
負純資債及産のび部	流動負債	3,589,347
	固定負債	291,939
	株主資本	1,313,535
	資本金	55,000
	資本剰余金	88,545
	資本準備金	88,545
	利益剰余金	1,169,990
	その他利益剰余金	1,169,990
	（うち当期純利益）	（174,121）
	負債・純資産合計	5,194,821

第２期決算公告

令和７年10月８日
東京都千代田区外神田五丁目１番２号
末広ビル３階
株式会社
サイバーガジェットホールディングス
代表取締役　染谷　和之

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	510,314
	固定資産	1,083,186
	資産合計	1,593,501
負純資債及産のび部	流動負債	13,599
	株主資本	1,579,901
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,563,963
	その他資本剰余金	1,563,963
	利益剰余金	5,938
	その他利益剰余金	5,938
	（うち当期純利益）	（9,093）
	負債・純資産合計	1,593,501

第18期決算公告

令和７年８月29日
名古屋市中村区名駅南三丁目９番３号
藤田螺子工業株式会社
代表取締役　藤田　尚大

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,838,960
	固定資産	6,698,985
	資産合計	19,537,945
負純資債及産のび部	流動負債	9,887,465
	税金引当金	206,687
	固定負債	2,516,653
	株主資本	7,133,827
	資本金	89,250
	資本剰余金	1,899,109
	資本準備金	1,899,109
	利益剰余金	5,145,468
	その他利益剰余金	5,145,468
	（うち当期純利益）	（985,753）
	負債・純資産合計	19,537,945

第40期決算公告

令和７年10月７日
岐阜県郡上市明宝奥住字水沢上3447番地の１
めいほう高原開発株式会社
代表取締役　板倉　秀典

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	246,956
	固定資産	617,064
	合計	864,020
負純資債及産のび部	流動負債	86,755
	株主資本	777,265
	資本金	100,000
	資本剰余金	129,859
	その他資本剰余金	129,859
	利益剰余金	547,405
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	522,405
	（うち当期純利益）	（176,662）
	合計	864,020

第39期決算公告

令和７年10月８日
神奈川県相模原市中央区小山一丁目15番38号
株式会社オーピーシー
代表取締役社長　前川　正史

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,266
	固定資産	698
	繰延資産	2
	合計	1,967
負純資債及産のび部	流動負債	543
	固定負債	156
	株主資本	1,267
	資本金	160
	利益剰余金	1,107
	利益準備金	42
	その他利益剰余金	1,065
	（うち当期純利益）	（92）
	合計	1,967

第37期決算公告

令和７年10月８日
大阪府大阪市阿倍野区阪南町五丁目５番18号
株式会社ジェイエムエフ
代表取締役社長　山田　典昭

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	77
	固定資産	1
	合計	79
負純資債及産のび部	流動負債	14
	固定負債	0
	退職給与引当金	0
	株主資本	64
	資本金	10
	利益剰余金	54
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	54
	（うち当期純利益）	（14）
	合計	79

第25期決算公告

令和７年10月８日
愛知県津島市元寺町三丁目21番地２
株式会社菅原設備
代表取締役　菅原　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	920,588
	固定資産	370,686
	合計	1,291,274
負純資債及産のび部	流動負債	244,971
	（うち賞与引当金）	（3,720）
	固定負債	787,944
	株主資本	258,359
	資本金	20,000
	利益剰余金	238,359
	その他利益剰余金	238,359
	（うち当期純利益）	（22,176）
	合計	1,291,274

第35期決算公告

令和７年８月29日
名古屋市中村区名駅南三丁目９番３号
株式会社エヌピーケイ
代表取締役　藤田　澈

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	667,312
	固定資産	361,173
	資産合計	1,028,485
負純資債及産のび部	流動負債	160,028
	税金引当金	23,158
	株主資本	868,457
	資本金	10,000
	利益剰余金	858,457
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	855,957
	（うち当期純利益）	（57,969）
	負債・純資産合計	1,028,485

第17期決算公告

令和７年10月８日
東京都中央区八丁堀四丁目２番10号ＡＯＪ税理士法人内
Ｄｒａｇｏｎ特定目的会社
取締役　鈴木　悟史

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
その他資産	7,953,562	流動負債	750,375
流動資産	7,953,562	負債合計	750,375
		社員資本	7,203,187
		特定資本金	100
		優先資本金	1,452,150
		Ｂ号優先出資	1,452,150
		剰余金	5,750,937
		当期未処分利益	5,750,937
		純資産合計	7,203,187
資産合計	7,953,562	負債・純資産合計	7,953,562

損益計算書の要旨
（自　令和６年12月１日　至　令和７年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	21,239,977
営業費用	15,488,432
営業利益	5,751,545
営業外収益	84
経常利益	5,751,629
税引前当期純利益	5,751,629
法人税、住民税及び事業税	692
当期純利益	5,750,937

第18期決算公告

令和７年10月８日
和歌山県和歌山市湊1850番地
株式会社オハラ・クオーツ
代表取締役社長　三谷　真

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,224,221
	固定資産	1,085,690
	合計	5,309,911
負純資債及産のび部	流動負債	3,696,138
	固定負債	35,100
	株主資本	1,578,672
	資本金	310,000
	利益剰余金	1,268,672
	利益準備金	38,856
	その他利益剰余金	1,229,815
	（うち当期純利益）	（394,721）
	合計	5,309,911

第19期決算公告

令和７年８月29日
山口市小郡上郷流通センター西901番地12
瑞穂糧穀株式会社
代表取締役　藤村　誠司

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,123,419
	固定資産	489,734
	資産合計	**1,613,153**
負債及び純資産の部	流動負債	759,852
	固定負債	509,655
	株主資本	343,646
	資本金	10,000
	利益剰余金	334,246
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	331,746
	（うち当期純利益）	（167,312）
	自己株式	△600
	負債・純資産合計	**1,613,153**

第３期決算公告

令和７年10月８日
東京都中央区八丁堀四丁目２番10号ＡＯＪ税理士法人内
Ｄｒａｇｏｎ３特定目的会社
取締役　出澤　貴人

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	20,852,466	流動負債	780,738
固定資産	20,852,466	固定負債	14,889,022
その他資産	1,731,728	**負債合計**	**15,669,760**
流動資産	1,540,846	社員資本	6,914,435
固定資産	170,753	特定資本金	100
投資その他の資産	170,753	優先資本金	6,863,000
繰延資産	20,129	剰余金	51,335
		純資産合計	**6,914,435**
資産合計	**22,584,194**	**負債・純資産合計**	**22,584,194**

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和７年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	89,262
営業費用	37,283
営業利益	51,979
経常利益	51,979
税引前当期純利益	51,979
法人税、住民税及び事業税	515
当期純利益	51,464
前期繰越損失	129
当期未処分利益	51,335

第４期決算公告

令和７年10月８日
東京都中央区銀座１―12―４
一般社団法人ジャパン・コンテンツ・ブロックチェーン・イニシアティブ
代表理事　伊藤　佑介

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,697
	固定資産	11,862
	合計	**18,559**
負債及び純資産の部	流動負債	3,639
	固定負債	―
	負債合計	**3,639**
	指定正味財産	―
	一般正味財産	14,920
	正味財産合計	**14,920**
	合計	**18,559**

第２期決算公告

令和７年10月８日
東京都港区六本木１―６―１泉ガーデンタワー
ACPレジデンス特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	4,316	流動負債	3,513
流動資産	4,316	固定負債	2
固定資産	0	**負債合計**	**3,515**
特定資産合計	**4,316**	社員資本	954
その他の資産	153	特定資本金	0
流動資産	97	優先資本金	1,055
固定資産	52	剰余金	△100
繰延資産	3		
その他の資産合計	**153**	**純資産合計**	**954**
資産合計	**4,469**	**負債・純資産合計**	**4,469**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	29
営業費用	95
営業損失	65
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	65
税引前当期純損失	65
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	△52
当期純損失	13

第７期決算公告

2025年８月29日
東京都中央区入船二丁目７番４号
株式会社インディゴデータ
代表取締役社長　大蔵　陽一

貸借対照表の要旨
（2025年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	151
	合計	**151**
負債及び純資産の部	流動負債	40
	固定負債	0
	株主資本	111
	資本金	11
	利益剰余金	100
	その他利益剰余金	100
	（うち当期純利益）	（22）
	合計	**151**

第24期決算公告

2025年10月８日
広島市安芸区矢野新町一丁目３番50号
カウテックスジャパン株式会社
代表取締役　ホセ・ハビエル・バヨド・レランシオ

貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,462	流動負債	2,273
固定資産	1,991	固定負債	51
		負債合計	**2,324**
		株主資本	6,129
		資本金	1,000
		利益剰余金	5,129
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	4,879
		純資産合計	**6,129**
資産合計	**8,453**	**負債・純資産合計**	**8,453**

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,635
売上原価	5,813
売上総利益	1,822
販売費及び一般管理費	400
営業利益	1,422
営業外収益	5
営業外費用	22
経常利益	1,405
特別利益	2
特別損失	11
税引前当期純利益	1,396
法人税、住民税及び事業税	384
法人税等調整額	9
当期純利益	1,003

第３期決算公告

令和７年10月８日
横浜市金沢区福浦三丁目９番地
横浜市立大学医学部研究棟Ａ221号
横浜ラジオロジカ株式会社
代表取締役　山城　恒雄

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	7,140,289
	固定資産	1,546,087
	資産合計	**8,686,376**
負債及び純資産の部	流動負債	3,154,418
	固定負債	1,112,000
	株主資本	4,419,958
	資本金	500,000
	利益剰余金	3,919,958
	その他利益剰余金	3,919,958
	（うち当期純利益）	（2,396,938）
	負債・純資産合計	**8,686,376**

第31期決算公告

令和７年10月８日
埼玉県越谷市流通団地三丁目２番地１
株式会社アスロジック
代表取締役　柏木　学

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	203,010
	固定資産	147,231
	合計	**350,241**
負債及び純資産の部	流動負債	44,625
	固定負債	222,907
	株主資本	82,709
	資本金	18,000
	利益剰余金	64,709
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	60,208
	（うち当期純利益）	（11,034）
	合計	**350,241**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十日であり、株主総会の決議は令和七年九月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月八日
埼玉県越谷市流通団地三丁目二番地一
株式会社アスロジック
代表取締役　柏木　学

第 23 期 決 算 公 告

令和７年 10 月８日
千葉県千葉市中央区都町一丁目11番１号
アンドライズ株式会社
代表取締役　堀川　　唯

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,175
	固定資産	2,229
	繰延資産	2,733
	資産合計	24,138
負債及び純資産の部	流動負債	2,750
	固定負債	13,800
	株主資本	7,588
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,411
	その他利益剰余金	△2,411
	（うち当期純利益）	(11,021)
	負債・純資産合計	24,138

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月八日
千葉県千葉市中央区都町一丁目一一番一号
（甲）アンドライズ株式会社
代表取締役　堀川　　唯
千葉県佐倉市西志津二丁目四番一二号
KDビルNo.二―一〇三
（乙）有限会社オフィスジャパン
取締役　堀川　　芳

第 36 期 決 算 公 告

令和７年 10 月８日
富山県南砺市川除新91番地
新越部品株式会社
代表取締役　山口　健次

貸借対照表の要旨
（令和７年３月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,218
	固定資産	1,117
	合計	3,335
負債及び純資産の部	流動負債	1,699
	固定負債	826
	株主資本	809
	資本金	10
	利益剰余金	799
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	796
	（うち当期純利益）	(154)
	合計	3,335

第 11 期 決 算 公 告

令和７年 10 月８日
東京都港区麻布台一丁目11番10号
日総第22ビル
株式会社ＥＬＥＡＮＯＲ
代表取締役　清水　厚芳

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	46,777
	固定資産	86,060
	資産合計	132,837
負債及び純資産の部	流動負債	20,522
	固定負債	38,060
	株主資本	74,255
	資本金	10,000
	利益剰余金	64,255
	その他利益剰余金	64,255
	（うち当期純利益）	(12,342)
	負債・純資産合計	132,837

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二千三十六万七千五百六十円、資本準備金の額を金二千三十六万七千五百六十円減少し、それぞれ金一千万円、金零円とすることに決定いたしました。

株主総会の決議は、令和七年十月一日に終了いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月八日
東京都港区麻布台一丁目一一番一〇号
日総第二二ビル
株式会社ＥＬＥＡＮＯＲ
代表取締役　清水　厚芳

第 3 期 決 算 公 告

令和７年９月 26 日
富山県富山市中島１丁目４番51号
株式会社６時のそら
代表取締役　又川　佐知

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,142
	固定資産	31,543
	繰延資産	260
	合計	60,945
負債及び純資産の部	流動負債	1,684
	固定負債	80,000
	株主資本	△20,739
	資本金	20,000
	利益剰余金	△40,739
	その他利益剰余金	△40,739
	（うち当期純損失）	(21,545)
	合計	60,945

第５期決算公告　令和７年10月８日

沖縄県名護市大中三丁目21番１号
株式会社ＰＡＳ
代表取締役　上間　圭悟

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,193
	固定資産	5,076
	資産合計	47,270
負債及び純資産の部	流動負債	9,991
	固定負債	26,724
	負債合計	36,715
	株主資本	10,554
	資本金	1,500
	利益剰余金	9,054
	その他利益剰余金	9,054
	（うち当期純利益）	(11,826)
	純資産合計	10,554
	負債・純資産合計	47,270

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月八日
沖縄県名護市大中三丁目二一番一号
（甲）株式会社ＰＡＳ
代表取締役　上間　圭悟
沖縄県名護市大南二丁目九番三号新田アパート一〇一号
（乙）合同会社仁愛
代表社員　前川　大吾

第 25 期 決 算 公 告

令和７年９月 26 日
富山県富山市新根塚町２―９―13
明日ダイニング株式会社
代表取締役　太田　秀和

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	93,517
	固定資産	103,717
	合計	197,235
負債及び純資産の部	流動負債	44,587
	固定負債	137,750
	株主資本	14,897
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,897
	その他利益剰余金	4,897
	（うち当期純損失）	(6,054)
	合計	197,235

第 16 期 決 算 公 告

令和７年 10 月８日
東京都江東区豊洲２―５―１―1513号
株式会社アテナ
代表取締役　馬場　隆之

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,537,725
	固定資産	312,383,385
	資産合計	314,921,110
負債及び純資産の部	流動負債	3,743,430
	固定負債	292,982,220
	株主資本	18,195,460
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	10,195,460
	その他利益剰余金	10,195,460
	（うち当期純利益）	(809,818)
	負債・純資産合計	314,921,110

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月八日
東京都江東区豊洲二―五―一―一五一三号
（甲）株式会社アテナ
代表取締役　馬場　隆之
東京都江東区豊洲二―五―一―一五一
（乙）有限会社ＮＡＮＡ
取締役　馬場　隆之

第 29 期決算公告　令和７年９月26日

富山県富山市中島１丁目４番51号
株式会社ＳＰＥＣ
代表取締役　近江　卓朗

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	193,509
	固定資産	178,688
	合計	372,198
負債及び純資産の部	流動負債	25,952
	（退職給与引当金）	(6,046)
	固定負債	0
	株主資本	346,245
	資本金	50,000
	資本剰余金	17,000
	利益剰余金	279,245
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	269,245
	（うち当期純損失）	(42,134)
	合計	372,198

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の全額金七十三万八千五百二十円を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月八日

静岡市葵区七間町三番地
株式会社吉見書店
代表取締役　吉見光太郎

決算公告

令和７年10月８日
静岡市葵区七間町３番地
株式会社吉見書店
代表取締役　吉見光太郎

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	283,802
	固定資産	383,708
	資産合計	667,510
負債及び純資産の部	流動負債	258,746
	固定負債	199,710
	株主資本	25,812
	資本金	10,000
	資本剰余金	738
	利益剰余金	15,074
	その他利益剰余金	15,074
	（うち当期純利益）	(1,094)
	評価・換算差額等	183,241
	負債・純資産合計	667,510

第18期決算公告

令和７年９月26日
富山県中新川郡上市町放士ケ瀬241番地
アイシン株式会社
代表取締役　田島　哲也

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,710
	固定資産	33,306
	合計	72,017
負債及び純資産の部	流動負債	7,466
	株主資本	64,551
	資本金	6,000
	利益剰余金	58,551
	その他利益剰余金	58,551
	（うち当期純利益）	(7,636)
	合計	72,017

合併公告

左記会社は令和七年十二月一日を効力発生日として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月八日

神奈川県大和市中央林間西三丁目二番四六号
（甲）株式会社大和ビケサービス
代表取締役　長谷川　勉

神奈川県大和市中央林間西三丁目二番四六号
（乙）有限会社ワイビエス
取締役　長谷川　勉

第33期決算公告

令和７年10月８日　神奈川県大和市中央林間西三丁目２番46号
株式会社大和ビケサービス
代表取締役　長谷川　勉

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	202,613	流動負債	240,078
固定資産	140,409	（賞与引当金）	(1,800)
		固定負債	1,169
		株主資本	99,745
		資本金	10,000
		利益剰余金	89,745
		利益準備金	1,000
		その他利益剰余金	88,745
		（うち当期純損失）	(58,922)
		評価・換算差額等	2,029
		その他有価証券評価差額金	2,029
資産合計	343,022	負債・純資産合計	343,022

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月八日

札幌市西区西町南一丁目二番一号
（甲）千代田サービス販売株式会社
代表取締役　玉井　秀幸

札幌市西区西町南一丁目二番一号千代田発寒橋ビル五階
（乙）S．T．A．R．コンサル株式会社
代表取締役　玉井可奈子

第13期決算公告

令和７年10月８日
札幌市西区西町南一丁目２番１号
千代田発寒橋ビル５階
S．T．A．R．コンサル株式会社
代表取締役　玉井可奈子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,750
	固定資産	33,320
	合計	41,070
負債及び純資産の部	流動負債	73,410
	固定負債	930
	株主資本	△33,270
	資本金	1,000
	利益剰余金	△34,270
	その他利益剰余金	△34,270
	（うち当期純利益）	(1,375)
	合計	41,070

第54期決算公告

令和７年10月８日
札幌市西区西町南一丁目２番１号
千代田サービス販売株式会社
代表取締役　玉井　秀幸

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,698,796
	固定資産	2,108,624
	合計	3,807,420
負債及び純資産の部	流動負債	371,514
	固定負債	454,328
	株主資本	2,981,576
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,951,576
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,944,076
	（うち当期純利益）	(260,537)
	合計	3,807,420

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月八日

大阪市生野区勝山北四丁目一番四八号
（甲）アスリート株式会社
代表取締役　高原　瑜元

大阪市中央区久太郎町四丁目二番三号
（乙）クロスフィットジャパン株式会社
代表取締役　高原　瑜元

第25期決算公告

令和７年10月８日
大阪市中央区久太郎町四丁目２番３号
クロスフィットジャパン株式会社
代表取締役　高原　瑜元

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20
	固定資産	11
	合計	33
負債及び純資産の部	流動負債	17
	固定負債	8
	株主資本	7
	資本金	15
	利益剰余金	△7
	その他利益剰余金	△7
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	33

第25期決算公告

令和７年10月８日
大阪市生野区勝山北四丁目１番48号
アスリート株式会社
代表取締役　高原　瑜元

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	66
	固定資産	76
	合計	143
負債及び純資産の部	流動負債	18
	固定負債	108
	株主資本	16
	資本金	10
	利益剰余金	6
	その他利益剰余金	6
	（うち当期純利益）	(9)
	合計	143

第 74 期 決 算 公 告

令和７年８月 29 日

名古屋市中村区名駅南三丁目９番３号
ＦＪＴホールディングス株式会社
代表取締役　藤田　　澈

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,871,989	流動負債	486,026
固定資産	7,425,208	税金引当金	536
		固定負債	960,000
		株主資本	7,851,171
		資本金	89,250
		資本剰余金	20,750
		資本準備金	20,750
		利益剰余金	7,741,171
		利益準備金	22,313
		その他利益剰余金	7,718,858
		（うち当期純利益）	（87,013）
資産合計	**9,297,197**	**負債・純資産合計**	**9,297,197**

第 52 期 決 算 公 告

令和７年 10 月８日　　横浜市南区宮元町一丁目21番地15
株式会社バリュー・エージェント
代表取締役　千秋　昌康

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	833,036,365	流動負債	550,127,883
固定資産	333,705,940	固定負債	579,048,664
		株主資本	31,879,044
		資本金	15,100,000
		資本剰余金	18,000,000
		資本準備金	18,000,000
		利益剰余金	2,329,044
		その他利益剰余金	2,329,044
		（うち当期純利益）	（106,802,332）
		自己株式	△3,550,000
		評価・換算差額等	5,686,714
		その他有価証券評価差額金	5,686,714
資産合計	**1,166,742,305**	**負債・純資産合計**	**1,166,742,305**

第 49 期 決 算 公 告

令和７年 10 月８日　　徳島県小松島市豊浦町７番地２
株式会社豊徳
代表取締役　舩越　裕康

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	527,498	流動負債	253,721
固定資産	401,282	固定負債	110,859
		（退職給付引当金）	（100,968）
		株主資本	560,490
		資本金	25,000
		利益剰余金	535,490
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	529,240
		（うち当期純利益）	（29,193）
		評価・換算差額等	3,710
		その他有価証券評価差額金	3,710
資産合計	**928,780**	**負債・純資産合計**	**928,780**

第 65 期 決 算 公 告

令和７年 10 月８日　　愛知県瀬戸市東横山町75番地
名東興産株式会社
代表取締役　加藤千恵子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,577	流動負債	893
固定資産	24,126	固定負債	18,364
		負債合計	**19,257**
		株主資本	6,432
		資本金	100
		利益剰余金	6,332
		（利益準備金）	（25）
		（その他利益剰余金）	（6,307）
		（うち当期純利益）	（1,591）
		評価・換算差額等	13
		純資産合計	**6,445**
資産合計	**25,703**	**負債・純資産合計**	**25,703**

第 81 期 決 算 公 告

令和７年９月 12 日　　東京都中央区日本橋一丁目４番１号
日本橋一丁目ビルディング

ユーディーエックス特定目的会社

取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部		流動負債	2,640
固定資産	54,073	１年内償還予定社債	1,200
建物	20,208	固定負債	47,755
土地	33,773		
建設仮勘定	72		
特定資産の部合計	**54,073**	**負債合計**	**50,395**
その他の資産の部		社員資本	15,522
流動資産	11,743	特定資本金	0
固定資産	100	優先資本金	14,100
		剰余金	1,421
		当期未処分利益	1,421
その他の資産の部合計	11,843	**純資産合計**	**15,522**
資産合計	**65,917**	**負債・純資産合計**	**65,917**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和７年６月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	2,831	税引前当期純利益	1,422
営業費用	1,409	法人税、住民税及び事業税	0
営業利益	1,422	法人税等調整額	0
経常利益	1,422	当期純利益	1,421

第 119 期 決 算 公 告

令和７年 10 月８日

富山県砺波市中野220番地
立山酒造株式会社
代表取締役　岡本　遼右

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,511	流動負債	2,686
固定資産	4,967	固定負債	3,653
		株主資本	139
		資本金	100
		資本剰余金	1,940
		資本準備金	999
		その他資本剰余金	940
		利益剰余金	△1,647
		その他利益剰余金	△1,647
		（うち当期純損失）	（821）
		自己株式	△254
		評価・換算差額等	0
資産合計	**6,478**	**負債・純資産合計**	**6,478**

第 75 期 決 算 公 告

2025 年 10 月８日

大阪府吹田市清水２番１号
日本カノマックス株式会社
代表取締役　加野　　稔

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,544,744	流動負債	514,639
固定資産	343,044	固定負債	181,920
		株主資本	2,191,228
		資本金	97,500
		資本剰余金	9,900
		資本準備金	9,900
		利益剰余金	2,130,873
		利益準備金	24,380
		その他利益剰余金	2,106,493
		（うち当期純利益）	（273,462）
		自己株式	△　47,044
資産合計	**2,887,788**	**負債・純資産合計**	**2,887,788**

第１期決算公告

令和７年９月26日
富山県高岡市福岡町下蓑新274
株式会社セレハート
代表取締役　宍戸　英樹

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	40,046
	固定資産	205,943
	繰延資産	12,000
	合計	257,989
負債及び純資産の部	流動負債	3,638
	固定負債	280,000
	株主資本	△25,648
	資本金	3,000
	利益剰余金	△28,648
	その他利益剰余金	△28,648
	（うち当期純損失）	（28,648）
	合計	257,989

第55期決算公告

令和７年９月26日　富山県富山市中島４丁目２番14号
オークス株式会社
代表取締役　奥野　智之

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,171	流動負債	2,967
固定資産	24,502	（賞与引当金）	（190）
有形固定資産	18,232	（前受金復活損失引当金）	（1）
無形固定資産	130	固定負債	28,270
投資その他の資産	6,139	（退職給付引当金）	（63）
		株主資本	3,470
		資本金	50
		利益剰余金	3,420
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	3,407
		評価・換算差額等	△33
		その他有価証券評価差額金	△33
資産合計	34,674	負債・純資産合計	34,674

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	10,887
売上原価	3,402
売上総利益	7,485
販売費及び一般管理費	6,370
営業利益	1,114
営業外収益	218
営業外費用	62
経常利益	1,270
特別利益	2
特別損失	388
税引前当期純利益	883
法人税、住民税及び事業税	302
法人税等調整額	3
当期純利益	577

第１期決算公告

令和７年９月26日
富山県富山市中島２丁目３番８号
株式会社ＳＯＮＯＨＡＮＡ
代表取締役　奥野　嵩

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	212,813
	固定資産	16,919
	合計	229,733
負債及び純資産の部	流動負債	112,104
	株主資本	117,628
	資本金	5,000
	資本剰余金	52,954
	資本準備金	52,954
	利益剰余金	59,674
	その他利益剰余金	59,674
	（うち当期純利益）	（59,674）
	合計	229,733

第50期決算公告

令和７年10月８日
茨城県桜川市本木2095番地の１
株式会社石正
代表取締役　中野　正剛

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,700
	固定資産	8,504
	合計	15,205
負債及び純資産の部	流動負債	28,087
	固定負債	0
	株主資本	△12,882
	資本金	12,000
	利益剰余金	△19,632
	その他利益剰余金	△19,632
	（うち当期純損失）	（2,431）
	自己株式	△5,250
	合計	15,205

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月八日
茨城県桜川市本木二〇九五番地の一
株式会社石正
代表取締役　中野　正剛

第６期決算公告

令和７年10月８日
名古屋市中村区那古野一丁目47番１号
株式会社アルファ１グループ
代表取締役　神田　孝謙

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	27,190
	固定資産	498,302
	合計	525,492
負債及び純資産の部	流動負債	56,112
	賞与引当金	1,200
	固定負債	510,396
	株主資本	△41,015
	資本金	10,000
	資本剰余金	64,414
	その他資本剰余金	64,414
	利益剰余金	△115,429
	その他利益剰余金	△115,429
	（うち当期純利益）	（88,526）
	合計	525,492

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲の不動産事業及び福祉事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。また、丙は甲の第一事業部に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月八日
名古屋市中村区那古野一丁目四七番一号
（甲）株式会社アルファスタッフ
代表取締役　神田　孝謙
名古屋市中村区那古野一丁目四七番一号
（乙）株式会社アルファ１グループ
代表取締役　神田　孝謙
愛知県常滑市鯉江本町二丁目二五番地
（丙）株式会社オービック
代表取締役　鯉江　渉

第25期決算公告

令和７年10月８日
愛知県常滑市鯉江本町二丁目25番地
株式会社オービック
代表取締役　鯉江　渉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	188,923
	固定資産	74,237
	合計	263,161
負債及び純資産の部	流動負債	107,514
	賞与引当金	12,501
	固定負債	47,590
	株主資本	108,056
	資本金	10,000
	利益剰余金	98,056
	利益準備金	1,573
	その他利益剰余金	96,483
	（うち当期純利益）	（8,696）
	合計	263,161

第22期決算公告

令和７年10月８日　名古屋市中村区那古野一丁目47番１号
株式会社アルファスタッフ
代表取締役　神田　孝謙

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	307,504	流動負債	326,739
固定資産	994,393	賞与引当金	5,010
		固定負債	840,130
		株主資本	135,028
		資本金	31,000
		資本剰余金	16,000
		資本準備金	15,000
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	88,028
		その他利益剰余金	88,028
		（うち当期純損失）	（54,119）
合計	1,301,898	合計	1,301,898

第 52 期 決 算 公 告

令和７年 10 月８日

兵庫県明石市野々上３丁目13番地８号

株 式 会 社 明 花 園

代表取締役　伊藤　滋彦

貸借対照表の要旨

（令和７年９月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	88,127
	固定資産	150
	資産合計	88,277
負純資産の債及び部	流動負債	1,177
	固定負債	880
	株主資本	86,219
	資本金	40,000
	利益剰余金	46,219
	（うち当期純利益）	(652)
	負債・純資産合計	88,277

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は令和七年九月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月八日

兵庫県明石市野々上三丁目一三番地八号

株式会社明花園

代表取締役　伊藤　滋彦

第 3 期 決 算 公 告

令和７年９月 26 日

富山県富山市中島４－２－14

オンリーワンライフホールディングス株式会社

代表取締役　奥野　智之

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,615,127
	固定資産	424,500
	合計	2,039,627
負純資産の債及び部	流動負債	181
	固定負債	50,000
	株主資本	1,989,446
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,988,446
	その他利益剰余金	1,988,446
	（うち当期純利益）	(1,993,901)
	合計	2,039,627

第 58 期決算公告

令和７年10月８日

大阪市旭区大宮四丁目15番６号

株式会社教映社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,304
	固定資産	1,493
	資産合計	5,797
負純資産の債及び部	流動負債	594
	固定負債	413
	退職給付引当金	413
	株主資本	4,789
	資本金	59
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	4,725
	利益準備金	14
	その他利益剰余金	4,710
	（うち当期純利益）	(360)
	負債・純資産合計	5,797

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千百五十万円、資本準備金の額を一億八千百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月八日

大阪市旭区大宮四丁目一五番六号

株式会社教映社

代表取締役　佐藤　一男

第 3 期 決 算 公 告

令和７年９月 26 日

富山県富山市中島４－２－14

一般社団法人恩の集

代表理事　奥野　智之

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	876
	固定資産	1,000
	合計	1,876
負純資産の債及び部	流動負債	87
	固定負債	3,000
	株主資本	△1,210
	資本金	0
	利益剰余金	△1,210
	その他利益剰余金	△1,210
	（うち当期純損失）	(507)
	合計	1,876

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年九月二十五日に終了しております。乙および丙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認は経ずに合併を行うことを決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　一一一頁（号外第一三二号）

（乙・丙）下記のとおりです。

令和七年十月八日

広島市南区大州五丁目二番一〇号

（甲）株式会社エバルス

代表取締役社長　渡辺　秀明

広島市南区大州五丁目二番一〇号

（乙）エバルスオーディエス株式会社

代表取締役社長　柳井　宣人

岡山市北区表町三丁目五番一号

（丙）アサヒ総業株式会社

代表取締役社長　柳井　宣人

決　算　公　告

令和７年 10 月８日

広島県安芸郡府中町新地１番14号

株式会社ＹＤテクノ

代表取締役　土居　利隆

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	256,778
	固定資産	2,264
	合計	259,043
負純資産の債及び部	流動負債	70,884
	賞与引当金	9,449
	株主資本	188,159
	資本金	30,000
	利益剰余金	158,159
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	150,659
	（うち当期純利益）	(13,442)
	合計	259,043

第 53 期 決 算 公 告

令和７年 10 月８日

岡山市北区表町三丁目５番１号

アサヒ総業株式会社

代表取締役社長　柳井　宣人

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,867
	合計	5,867
負純資産の債及び部	株主資本	5,867
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,132
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△6,632
	（うち当期純損失）	(44)
	合計	5,867

第 38 期 決 算 公 告

令和７年 10 月８日

広島市南区大州五丁目２番10号

エバルスオーディエス株式会社

代表取締役社長　柳井　宣人

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	86,627
	固定資産	814
	合計	87,442
負純資産の債及び部	流動負債	65,148
	株主資本	22,294
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,294
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	9,794
	（うち当期純損失）	(1,757)
	合計	87,442

第 26 期決算公告　令和７年６月11日

北海道室蘭市中島本町１丁目13番３号

株式会社ニレミックス

代表取締役　早坂　忠志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,287
	固定資産	2,723
	合計	4,010
負純資産の債及び部	流動負債	1,993
	固定負債	330
	株主資本	1,686
	資本金	289
	利益剰余金	1,397
	利益準備金	21
	その他利益剰余金	1,375
	（うち当期純利益）	(594)
	合計	4,010